

記載場所	誤	正
1. 調達案件の概要に関する事項 1.3 契約期間	契約締結日（令和2年4月初旬を想定）から令和3年3月31日までに新システムを稼働させること。また、運用・保守期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、運用・保守期間を延長する場合もある。	契約締結日（令和2年4月初旬を想定）から令和3年3月31日までに新システムを稼働させること。また、運用・保守期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。 ただし、履行期間終了後、引き続き新システムの運用・保守を行う場合において、以降の運用・保守の適切な実施について、当局と協議を行うこと。
7. その他特記事項	・その他、本仕様書によりがたいときは、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて当局と協議して定めるものとする。	・その他、本仕様書によりがたいときは、大阪市水道局契約規程及び大阪市水道局会計規程に従うものとし、その他は必要に応じて当局と協議して定めるものとする。